

安全の手引き

令和2年3月

在中国日本国大使館

この「安全の手引き」は、中国を訪れ、滞在される皆様の安全を守る一助として作成したものです。中国に限らず、海外では、「自分の身は自分で守る」が基本です。この手引きが皆様のご参考になれば幸いです。

なお、最新の安全情報等は、当館等にお問い合わせ(11 頁の連絡先参照)いただくか、当館ホームページ https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html にアクセスし確認ください。

目次

はじめに: 渡航前の心構え

- ◎ 日本とは違う社会制度、生活習慣であることを理解しましょう
- ◎ 日中関係についての基礎知識を理解しましょう
- ◎ 自身の身を守るため海外旅行保険に加入しましょう

在留届(変更届、帰国届)の提出のお願い

- ◎ 海外に3か月以上滞在する方は、必ず管轄の大使館又は総領事館へ在留届を提出してください。(3か月未満の方は「たびレジ」の登録をお願いします。)
- ◎ 海外安全アプリの配信について

中国滞在中の注意事項

1. 中国における犯罪について

★邦人被害・トラブルの例

- ◎ 空港での被害(スリ等)
- ◎ 配車アプリ、タクシー利用時の被害(ぼったくり、荷物の持ち去り等)
- ◎ 町中等での被害(ひったくり、置引)
- ◎ ぼったくり「バー」、カラオケ、マッサージ等でのトラブル(「買春」は違法です。)
- ◎ カードのスキミング、モバイル決済の普及と偽札被害
- ◎ 詐欺

2. 中国に滞在中に思わぬトラブルに巻き込まれないための注意事項

- (1) 外出にはパスポートを携帯しましょう
- (2) 中国では臨時宿泊登記が必要です
- (3) 中国には旅行制限等(未開放地区)があります
- (4) 軍事関係施設等への立ち入り、写真撮影等や、無許可測量等が禁止されています
- (5) 日本とは違う交通ルールと交通事情に注意しましょう
- (6) 複雑な対日感情に注意しましょう

3. 中国出入国時の注意事項

- (1) ビザ無しで渡航した方の滞在期間は15日、オーバースティには注意してください
- (2) 長期滞在と外国人居留許可
- (3) 出入国時の持ち出し・持ち込み制限に注意してください
- (4) 出国制限

4. もしも犯罪、事故に巻き込まれてしまったら

緊急事態への対応について

- ◎ 基本的な心構え
- ◎ 常日頃からの準備が重要です
- ◎ 緊急事態が発生した場合は、まずは正確な情報の入手に努めましょう
- ◎ 必要に応じ、大使館に通報してください
- ◎ 避難する必要が生じた時は？

別添: 緊急時の連絡先、緊急時の中国語、安全・生活チェックリスト

はじめに: 渡航前の心構え

◎ 日本とは違う社会制度、生活習慣であることを理解しましょう

トラブルに巻き込まれた際の処理についても、処理の方法が違う場合が多く、日本と違うからといって不満を募らせるだけでは前向きな対応が滞り、解決策が見いだせません。中国の社会制度や生活習慣を理解することが重要です。

◎ 日中関係についての基礎知識を理解しましょう

中国では、尖閣諸島を巡る問題などの日中関係や歴史問題等、対日感情を巡って注意が必要です。7月7日は盧溝橋事件、9月3日は中国政府が指定する「抗日戦争勝利記念日」、9月18日は柳条湖事件(満州事変)が起きた日等、中国では日本との関係で歴史問題に焦点が当たりやすい日があることに注意をしてください。

◎ 自身の身を守るため海外旅行保険に加入しましょう

中国においては、医療機関にかかる場合は、高額な医療費が必要な場合があるほか、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円の費用が必要になります。不測の事態が発生した場合に備え、海外傷害保険に加入することをお勧めします。なお、クレジットカードには、海外旅行保険特約の付いたものがありますが、保険適用期間、疾病・事故等の原因による適用基準等サービスの範囲はカードにより様々ですので、保険内容を確認しておきましょう。

在留届(変更届、帰国届)の提出のお願い

◎ 海外に3か月以上滞在する方は、必ず管轄の大使館又は総領事館へ在留届を提出してください(旅券法第16条で在留届の提出が義務付けられています)。在留届は事件や事故に遭った場合や緊急事態等に、必要に応じて緊急連絡先(関係者)への連絡を行うために使われます。在留届は、外務省「海外安全ホームページ」からオンライン登録することが可能です(ORRnet)。なお、住所や電話番号等に変更が生じた場合には変更届を、日本へ帰国する場合には帰国届を、当館までご提出ください。また、3か月未満の海外渡航を予定されている方については、「たびレジ」の登録をお願い致します。

渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館からの連絡を「領事メール」で受け取るためには、在留届や「たびレジ」でメールアドレスを登録することが必要です。2020年1月、新型コロナウイルス感染症により武漢市が「封鎖」状態となり、武漢市にチャーター機計5機を派遣し、計828人(うち邦人720人)が帰国しました。その際に、当館から武漢滞在中の方々へ連絡を取るための重要な手段が「領事メール」でした。当館からは「領事メール」でチャーター機関係の情報を提供する際、登録された情報を元に通報しましたが、チャーター機を派遣するという緊急事態になってから、在留届と「たびレジ」に登録する方々が多数に上ったため、必要な情報をお届けできない事態が生じました。邦人の安否確認を速やかに行うためには、平時から、在留届の提出と「たびレジ」登録及び変更があった場合の修正をしていただく必要がありますので、励行願います。

在留届と「たびレジ」に登録の際は、当館からの連絡が着実に届くようにするため、**メールアドレス、携帯電話番号、勤務先及び日本国内を含む緊急連絡先を必ず記載**ください。御記入後、間違いがないかについてもよく確認ください(登録後暫く経過しても、領事メールが届かない状態にある場合には、お

手数料ですが当館に御連絡ください)。また、メールアドレス等に変更があった場合には、速やかに修正願います(オンライン上で修正可能)。なお、登録するメールアドレスについては、中国国内で一般的に利用可能なネット環境を介したメールアドレスを登録するようお願いいたします。

また、御帰国された場合には「帰国届」を、当館管轄区域内から中国国内の他の在中國公館の管轄区域に引っ越されたり、中国以外の国に転勤された場合には「転出届」の提出を励行ください。

- ≫ 在留届の提出について → https://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/zairyu_j.htm
- ≫ 在留届のオンライン提出(ORRnet) → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- ≫ 「たびレジ」の登録 → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

- ◎ スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示したり、任意の国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することができる「海外安全アプリ」もご活用ください。

- ≫ 海外安全アプリの配信について https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

中国滞在中の注意事項

(以下の事項に関しては、外務省海外安全HPIに掲載の「安全対策基礎データ」により詳しく事例を紹介しています。併せて参考にしてください。

- ≫ https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html

1. 中国における犯罪について

一般的に、中国の治安は比較的良いとされておりますが、中国の国土は広く、地域によっては情勢が著しく違う場合もあるので、滞在される地域の情報を入手するよう心がけてください。なお、新疆ウイグル自治区、チベット自治区には、危険情報(【レベル1: 十分注意してください。】)が出されています。両地域に渡航される場合には現地の治安情勢に特にご注意ください。

- ≫ 海外安全情報はこちら→外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

★邦人被害・トラブルの例

◎ 空港での被害(スリ等)

→ 空港では、パスポートの出し入れが頻繁に行われることから、エレベーター内やタクシー乗り場で並んでいる際等にパスポートを盗難される場合も多いので注意しましょう。また、両替や記念撮影をする場合も、置き引きに注意し、荷物は目の届くところに置き、貴重品は体から離さないようにしましょう。

◎ 配車アプリ、タクシー利用時の被害(ぼったくり、荷物の持ち去り等)

→ 配車アプリを使用した搭乗客が殺害される事件が2018年に2件発生しました(被害者はいずれも若い中国人女性)。運転手に不審な動きがあった場合には、アプリ上の「安全中心」ボタン及び「一鍵報警」を押し、すぐに警察に通報してください。できる限り女性一人では乗らず、複数人で乗るように心掛ける等の安全対策を講じるようにしましょう。また、アプリ上で表示された車のナンバ

一とは異なる車が来た場合には、乗らないようにしましょう。

- タクシーを利用する際に、遠回りされて、通常より高い料金を請求される等のぼったくり被害が発生しています。また、スーツケース等をトランクから出さないうちに、運転手が発車し、荷物が車内に置き去りになるケースも見られます。こうした被害から身を守るため、①乗車する前に、利用する車の外観を写真で撮る、②利用する車のナンバープレートや車種、運転手の名前を控えておく、③運転手の様子が不審な場合はその車に乗らない、④できる限り女性一人では乗らず、複数人で乗るように心掛ける等の安全対策を講じるようにしましょう。
- また、車内に旅券、携帯電話や財布を置き忘れるケースも多く見られます。降車時には、忘れ物がないかどうか必ず確認するようにし、万が一忘れ物をした時のために、領収書を必ず受領するようにしましょう。領収書を受領しておく、車両が特定でき、紛失した物が戻ってくる可能性が高くなります。

◎ 町中等での被害(ひったくり、置引)

- 町中でも、人混みが多いところで、ひったくり等が発生していますので、貴重品は分散して持ったり、リュック等は前に抱えて持つなどの注意が必要です。また、パソコンやスマートフォン等が盗難に遭うケースもありますので、高価な持ち物は目の届くところに置く等しましょう。

◎ ぼったくり「バー」、カラオケ、マッサージ等でのトラブル(「買春」は違法です。)

- 繁華街の路上で、「客引き」について行ったところ「バー」やカラオケ、マッサージ店などでぼったくり被害に遭い、数十万円のお金を脅し取られる(カードで支払わせられる)ケースがあります。また「日本語を勉強しているので教えてくれないか。」などと若い女性に片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求される例もあります。怪しい誘いは、はっきりと断りましょう。
- 性的な行為を伴うマッサージ店や、横に女性が座ってサービスをするカラオケ店で売春行為を誘う店もあるようですが、買春は中国では違法であり、「治安管理処罰法」の適用を受けます。同法によって、原則として10日以上15日以下の拘留に加え、5000元以下の罰金に処せられます。更に国外退去となり、数年間入国禁止となるケースもあります。そのような行為を誘われても、はっきりと断ることが肝要です。

◎ カードのスキミング、モバイル決済の普及と偽札被害

- 銀行のキャッシュカードのスキミング、盗難クレジットカードの悪用等の被害が発生しています。キャッシュカードやクレジットカードを利用する時は、面前で決済をする、暗証番号を他人にみられないようにする、残高を確認できるショットメッセージサービス(短信通知)を利用する等の予防策を講じる必要があります。
- 中国ではスマートフォンの普及とともに、アリペイや WeChatPay 等の決済アプリを利用したモバイル決済が市民の間に急速に広まり、キャッシュレス化が進展しています。これら決済アプリ利用のためには、原則として、中国国内に決済用の銀行口座を作る等の必要があることから、海外からの観光客がこれらの決済アプリを利用することは難しいのが現状です。中国ではキャッシュレス化が進展しているとはいえ、現金による支払いも引き続き可能で、支払い方法を選択することができます。現金を使用する場合には、中国では依然として偽札が広く混在しているため、偽札検知

器で偽札でないかどうかを必ず確認されます。

- 偽札被害については、ATM やタクシー内等での被害が過去に報告されています。例えば、後日、ATMで引き出した現金の中に、偽札が含まれていることが分かった場合、お手元に保存しておいた「取引明細書」とともに、ATMに掲示されている連絡先に通報してください。
- タクシー降車時に料金支払いのために100元札を渡したところ、「これは偽札だ」と言って返され、偽札にすり替えられる事案が報告されています(すり替えられる偽札は100元札が大半です)。タクシーでの支払いの際は、運転手に不審な動きがないか注視するとともに、できる限り小額紙幣を準備し、トラブル回避に努めましょう。

◎ 詐欺

- 様々な形での詐欺事件が発生しています。特に、携帯電話やインターネットを使用した「振り込め詐欺」が増えています。

検察院、法院(裁判所)や警察などの当局や、携帯電話会社、銀行、郵便局、ネットショッピングサイト等の様々な機関を名乗って、口座番号、暗証番号、生年月日等の個人情報聞き出す手口であり、年々巧妙化しています。殆どが「振り込め詐欺」と考えられますので、名指しで電話がかかってきても、クレジットカードや銀行のキャッシュカードの番号及び暗証番号等を明かさず、相手にせず電話を切る、不安な場合は公安局や最寄りの派出所に相談する等の対応をしましょう。

2. 中国に滞在中に思わぬトラブルに巻き込まれないための注意事項

日本と同様の感覚で滞在し、思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。以下の点に注意しましょう。

(1) 外出にはパスポートを携帯しましょう

中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は必ずパスポートを携帯し、警察官の検査に備えなければならず、違反に対しては警告、500人民元以下の罰金、情状が重い場合、限期出境(期限付きで出国させる処罰)を併科するとされています。紛失、盗難には注意しつつパスポートを携帯してください。

(2) 中国では臨時宿泊登記が必要です

外国人旅行者が中国で宿泊する際にはパスポートを提示した上で、臨時宿泊登記をしなければいけません。外国人が宿泊できるホテルの場合は、チェックインと同時に、ホテルから公安当局に自動的に提出されますが、友人宅や会社社宅などに宿泊する場合には管轄する派出所に到着後24時間以内に届け出なければなりません。届出がない場合には最高2000元の罰金が科せられる規定があります。

(3) 中国には旅行制限等(未開放地区)があります

中国には、外国人が特段の許可を取ることなく自由に行ける「開放地区」と制限区域に該当する「未開放地区」(立入禁止区域)があります。かつては多くの場所が未開放地区でしたが、最近では市や県といった行政区画単位で丸ごと「未開放地区」である場所はほとんどなくなりました。しかし、まだごく一部地域で「未開放地区」が設けられており、そのリストは公開されておられません。

したがって、外国人がほとんど訪問することのない地域を訪れる場合には、同地が「未開放地区」である可能性が高いので、事前に旅行社に確認してください。

「未開放地区」には指定されていませんが、チベット自治区への入域に際しては、「入藏証(チベット入境証)」を事前に取得する必要があります。こうした手続きについては、旅行会社に問い合わせてください。

(4) 軍事関係施設等への立ち入り、写真撮影等や、無許可測量等が禁止されています

最近、中国では、国家安全法、反スパイ法等「国家安全」に関する立法が強化されており、国家安全に危害を与えるとされる行為は厳しく取り締まる傾向にありますので、疑われないよう注意することが必要です。特に、軍事施設等(軍事禁区、軍事管理区)は許可なく立ち入ることが禁止されており、軍事関係の施設・設備は写真撮影・スケッチが禁止されています。

また、GPSなど観測機器の外国人の無許可使用は中国の測量に係る法令(測絵法)違反となり、逮捕される可能性があります。その他、統計法では外国人による無許可の統計調査が禁止されており、学術的なサンプル調査(アンケート用紙配布等)を実施する場合等でも、調査行為として法律に抵触することもあります。

(5) 日本とは違う交通ルールと交通事情に注意しましょう

中国では、交通事故が多発しています。右側通行や赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、小型二輪車や電動自転車等の歩行者付近での走行、整備不良車両の運行、速度超過や無理な追い越し、突然の停車など、交通マナー上の問題が見られ、いつ交通事故に巻き込まれてもおかしくない状況と言えます。歩行中や横断中は左右後方から近づいてくる車両に十分注意し、自己防衛に努める必要があります。

万が一交通事故に巻き込まれてしまった際には、交通警察(122)に通報してください。

電動自転車については、事故を起こした後そのまま逃走したり、保険に入っていないために賠償に依ってもらうことが困難である場合が多いため、特に注意が必要です。交通事故の被害に遭った場合に備え、海外旅行傷害保険には必ず加入するようにしてください。

(6) 複雑な対日感情に注意しましょう

現在、日中関係は現在改善基調にあります。過去の歴史的経緯にかんがみ、中国人の中には日本人に複雑な感情を抱く人がいることを常に念頭におき、慎重に行動する必要があります。特に、過去に日本人が関与した歴史的イベントが発生した日には反日感情が表面化する傾向が強いため、思わぬトラブルを引き起こすことがないように注意してください。

※ 対日感情の関係で、注意を要する主な日は以下のとおりです。

5月4日(1919年) 5・4運動(反帝国主義、反封建主義運動)

6月5日(1941年) 重慶爆撃

7月7日(1937年) 盧溝橋事件

8月15日(1945年) 終戦記念日

9月3日(1945年) 「抗日戦争勝利記念日」

9月18日(1931年) 満州事変(柳条湖事件)

12月13日(1937年) 南京入城(中国では「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」とされている)

3. 中国出入国時の注意事項

(1) ビザ無しで渡航した方の滞在期間は15日、オーバースティには注意してください

一般パスポートをお持ちの日本国民は、目的が観光、商用、親族訪問又はトランジットで中国での滞在日数が入国日を起算日として15日を超えない場合、入国ビザが免除されることになっています。中国に來訪し、滞在期間が15日を超える場合、或いは留学、就労(出張についても内容によっては就労或いはそれに類似するものとして就業(Z)ビザ等が必要な場合があります)、定住、取材目的等で中国に渡航する場合は、予め日本(または第三国)にある中国大使館・総領事館においてビザを取得する必要があります。滞在期間が過ぎてからの期間延長(ビザ等の延長)は困難なばかりでなく、滞在期間超過として罰金(1日500元、上限1万元)、さらには、悪質と判断された場合、拘留、強制退去、再入国の制限が課されることがあります。自身の有する滞在資格、滞在可能な期間については、しっかりと確認しておくことが必要です。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではありませんので注意が必要です。

(2) 長期滞在と外国人居留許可

就労、留学、家族滞在等長期滞在のためのビザで入国した場合は、入国後30日以内に居住地の公安局に申請し、「外国人居留許可」を取得する必要があります。入国時に使用したビザだけでは、長期滞在出来ませんので特に注意が必要です。

「外国人居留許可証」の延長手続は、地域によっても異なりますが、公安局での手続に15営業日が必要となる地域があります(受領証が発行されますが、手続期間中はパスポートを公安局に預けることとなるため、国外への移動は不可能となり、中国国内の移動にも支障がでる場合があります)。

また、法令上、延長手続は外国人居留許可証の期間満了の30日前までに行うことになっていますので、注意が必要です。

(3) 出入国時の持ち出し・持ち込み制限に注意してください

- 外貨については、5千米ドル相当を超える外貨(円やドル等)を持ち込む場合は、税関で申告が必要です。持ち出しは、5千米ドル相当を超え1万米ドルまでの場合は、預金銀行での許可証の取得が必要です。1万米ドル相当を超える場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での許可証の取得が必要です。人民元については持ち込み、持ち出しともに2万元までに制限されています。帰国の際に残った人民元を外貨(円やドル等)へ換金する場合は、外貨から人民元へ換金した際の換金証明書「兌換水単」が必要な場合がありますので、きちんと保管しておきましょう。
- 武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム(ポルノ含む)等及び麻薬類等は持ち込み禁止です。
- 貴重文物(文化財・古美術・骨董品類)、絶滅に瀕する貴重動植物(標本を含む。)及びその種子・繁殖材料等は持ち出し禁止です。貴重文物を国外に持ち出すと、処罰(懲役刑、罰金等)の対象となります。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておくことが必要です。
- 淫猥な書籍や画像等の持ち込み、持ち出しは処罰の対象となりますので、ご注意ください。
- 規制薬物(覚せい剤、ヘロイン、大麻、LSD等)の持ち込みは重罪です。
薬物の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が

規定されています。使用については、15日以下の拘留又は2千元以下の罰金(又は併科)となっていますが、使用に伴う所持や譲渡と併せて立件された場合、死刑を含めた極めて重い刑に処せられます。薬物の使用や売買、輸送に関わらないことはもちろんのこと、「運び屋」として利用されないよう、空港などにおいては、他人の荷物は絶対に預からない、知らない間に手荷物に薬物などを入れられたりしないなど、荷物の自己管理を徹底する必要があります。

(4) 出国制限

中国で民事・経済紛争に絡んで民事訴訟を提起されたりすると、その訴訟が結審するまで、あるいは判決で命じられた支払いや行為が完了するまでの間、法院(裁判所)より出国禁止措置がとられることがあります。その際、場合によってはパスポートを差し押さえられることもあります。

この制度は、日本の国内法にはない制度ですので、たとえば中国でビジネスを展開する上で訴訟案件等が生じた場合は、専門家や弁護士などから法的なアドバイスを受ける必要もあるでしょう。

4. もしも犯罪、事故に巻き込まれてしまったら

- 万一強盗やひったくり、スリなどの被害に遭った場合は、相手が凶器を所持している場合もあるので、身の安全を第一に考え、むやみに抵抗しないようにしてください。
- 何らかの事故又は犯罪被害に遭った場合は直ちに最寄りの派出所や公安局に届け出てください。交通事故の届け出はもとより、各種犯罪被害の届け出等は、あまり時間が経過していると、現場確認あるいは被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりが減り、解決への道を狭めます。事故や犯罪に遭ったら直ちに被害届を出しましょう。クレジットカード等の盗難の場合には、各発行会社のサービスセンターにもすぐに報告をすることが必要です。
- パスポートを紛失等した場合には、最寄りの派出所、管轄の公安局出入境管理部門、大使館(総領事館)での手続きが必要となります。一連の手続きには約1週間、時にはそれ以上の日数が必要となる場合があります(特に春節(旧正月)休暇(年によって異なりますが1~2月頃)、国慶節休暇(10月初)は、中国側の公的機関も1週間の休日となり、通常以上の日数が必要となります)。直ぐに出国(航空機等による中国内移動含む)ができないことから、十分にご注意ください。
 - ▶ 帰国のための渡航書→https://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passport-7_j.htm
 - ▶ 紛失によるパスポートの発給→https://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passport-5_j.htm
 - ▶ 各地公安局連絡先→https://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passflow_kanrisho_j.htm

緊急事態への対応について

◎ 基本的な心構え

不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件・事故、各種デモ(反日デモを含む。)、テロ、及び感染症(新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)の発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

▶ 新型コロナウイルス感染症→ https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000384.html

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、流言ひ語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないようにすることが重要です。

◎ 常日頃からの準備が重要です

- 当館からの連絡が確実に入手できるよう、長期滞在の方は在留届の登録を、短期の旅行を予定されている方は「たびレジ」登録を励行するとともに、緊急事態の発生時に連絡できるよう旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。
- 会社などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。もちろん緊急事態の態様や状況によって異なりますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくことと緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。
- 大地震発生時や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の流行時には、各種の行動が制限され、長期にわたる外出制限や、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。一般的に1日に必要な飲用水は3リットルとされています。
- 2020年3月現在、中国では、多数の都市において、新型コロナウイルス感染症が深刻な国等からの入国者及び中国国内の他省(市・自治区)から移動してきた者に対し、14日間の自宅等での隔離観察が行われています。このような状況を想定し、日頃から情報収集などの備えをするように心がけてください。

◎ 緊急事態が発生した場合は、まずは正確な情報の入手に努めましょう

- 当館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信し、在留邦人の安否を確認し、支援を必要とされる在留邦人の方々への対応を行います。具体的には以下の手段で在留邦人の皆様にお伝えすることとしています。下記に加え、邦人プレスに協力を依頼し、関連情報を広くお伝えできるようにしますので、テレビやインターネット等を通じて、報道にも注意してください。
 - 一斉通報メール(領事メール)によるメール送信
 - 当館ホームページへの掲載
 - 在留届で登録された連絡先への連絡
 - 各地日本人会や日本人学校等の連絡網を通じた伝達
 - 北京においては、緊急連絡拠点公寓を通じた連絡

◎ 必要に応じ、大使館に通報してください

- 現場の状況のうち通報する必要があると思われるものは、自身の安全確保に注意し、大使館、各地日本人会等に連絡してください。
- 自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害がおよぶおそれがあるときは、公安に通報し、救護を求め等適切な措置をとるとともに、迅速かつ詳細にその状況を大使館に通報してください。

◎ 避難する必要がある時は？

- 緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしている方が安全である

こともありうるので、軽挙妄動は慎みましょう。

- 大使館から、退去あるいは引揚げ勧奨があった場合には、帰国の是非を検討してください。
- 事態が逼迫して、大使館より引き揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、速やかに指示のあった最寄りの場所に集結しましょう。

緊急時の連絡先

【在中国各公館の連絡先と管轄地域】

- 在中国日本国大使館 (010)8531-9800(代表)
領事部 (010)6532-5964(邦人援護)
(010)6532-6539/2628(パスポート、証明、戸籍、在外選挙)
(010)6532-6402(中国残留邦人、保健・衛生)
(010)6532-2007(日本入国ビザ)
北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、
新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区
- 在広州総領事館 (020)8334-3009(代表)
広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区
- 在上海総領事館 (021)5257-4766(代表)
上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省
- 在重慶総領事館 (023)6373-3585(代表)
重慶市、四川省、貴州省、雲南省
- 在瀋陽総領事館 (024)2322-7490(代表)
遼寧省(大連市を除く)、吉林省、黒龍江省
- 在瀋陽総領事館大連領事事務所 (0411)8370-4077(代表)
大連市
- 在青島総領事館 (0532)8090-0001(代表)
山東省
- 在香港総領事館 (+852)2522-1184(代表)
香港特別行政区、マカオ特別行政区

【緊急時の連絡先】

- ◎ 警察 : 110
- ◎ 消防 : 119
- ◎ 交通事故 : 122
- ◎ 救急車 : 120 または 999
- ◎ 番号案内 : 114

【その他連絡先リスト】

- ◎ 各地公安局連絡先 → https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passflow_kanrisho.html
- ◎ カード会社連絡先 → http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/credit_card.pdf
- ◎ 医療機関(北京)リスト → https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/hospital.html
- ◎ 医療アシスタンス・緊急移送会社 → http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/assistance_j.htm
- ◎ 日本語のできる弁護士リスト → https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/lawyer.html

緊急時の中国語

(下線に漢字を書いて相手にその文章を見せてください)

(日本語) 私は日本人です。_____といます。

(中国語) wǒ shì rìběnrén 我是日本人。 wǒ jiào 我叫_____。

(日本語) 私は_____に泊まっています。

(中国語) wǒ zhùzài 我住在_____。

(日本語) 私を_____まで連れて行ってください。

(中国語) qǐngsòng wǒ dào 请送我到_____。

(日本語) (電話番号) まで電話をかけてください。

(中国語) qǐng bō dǎ diànhuà 请拨打电话_____ (電話番号)。

(日本語) 警察を呼んでください。

(中国語) qǐngjiào jǐngchá 请叫警察 (报警)。

(日本語) 救急車を呼んでください。

(中国語) qǐngjiào jiùhù chē 请叫救护车。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) qǐngdài wǒ qù yī yuàn 请带我去医院。

安全・生活チェックリスト

渡航前

| | |
|-------------------------------------|--|
| パスポートの有効期限は大丈夫ですか？ | |
| 海外旅行保険に加入されましたか？ | |
| 外務省「海外安全ホームページ」の渡航情報を調べましたか？ | |
| 渡航地域の在外公館、保険会社、旅行代理店等の緊急連絡先を調べましたか？ | |
| 本邦親族、知人等に渡航先等（航空便名、ホテル名）を通知しましたか？ | |

長期滞在をはじめる際に

| | |
|--------------------------------------|--|
| 在留届は提出しましたか？（大使館のホームページから電子届出が出来ます。） | |
| 外国人居留許可は取りましたか？ | |
| 臨時宿泊登記は行いましたか？ | |
| ビザ（数次・1回）及び外国人居留許可の期限は確認しましたか？ | |

滞在中の注意事項

| | |
|--|--|
| パスポートは携帯していますか？ | |
| （出入国時） 5千ドル相当の外貨、2万元以上の人民元を持ち込む（持ち出す）場合、税関に申告しましたか？ | |
| 貴重文化財・違法DVDの持ち出しはないですか？ | |
| （中国国内旅行にて） 立入り制限区域又は軍施設ではないか旅行社に確認しましたか？ | |
| 旅行先を管轄する大使館・総領事館等の電話番号等を確認しましたか？ | |